



松本労基協

2026.7.1 vol. 88

一般社団法人 松本労働基準協会 松本市大字島内 3427-51 電話 0263-40-3600

だより

令和8年6月10日（水）産業安全大会 開催される

令和8年度全国安全週間スローガン

多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場



（一社）松本労働基準協会 七社安全部会長（挨拶）



松本労働基準監督署 西尾署長（挨拶）



（左）プレス安全サポート 植松忠勇 様 （右）松本土建（株）中條孝一 様



大会宣言（甲信アルプスホーム（株）松原和也 様）



安全週間実施要綱説明（松本労働基準監督署 山崎安全衛生課長）

目次

表紙	1
七社部会長挨拶、安全管理功労者表彰、特別講演	2
西尾監督署長挨拶、大会宣言	3
ストレスチェックについて	4

長野県政労使会議	5
賃金引き上げの支援策について	6-7
定時総会開催、熱中症対策グッズ紹介	8

産業安全大会開催の言葉



(一社) 松本労働基準協会

安全部会長 七社 洋一

安全部会長の七社です。清水会長に代わりまして、ご挨拶を申し上げます。会員の皆様におかれましては、日ごろから、当協会の事業運営にあたり格別なるご支援とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本年もこのように多くの会員の皆様に参加をいただき、盛大に開催できますことに、心より感謝申し上げます。

さて7月1日から7日まで、厚生労働省、中央労働災害防止協会が主唱する「全国安全週間」が実施されます。労働災害防止活動の推進を図り、安全に対する意識と職場の安全活動のより一層の向上に取り組む週間として本年で第99回を迎えることとなりました。そして6月1日から30日までの1ヵ月間は、準備期間となります。

本年度のスローガンは、「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」です。

今私たちの職場は高齢者から若手、ベテランの方や経験の浅い方、そして外国の方など多様な人材が増えてきている状況にあります。そうしたなか労働災害が起これないようにしていくには現場が主体的となり、さらに労使一丸となった、全員参加の取り組みが求められます。この取り組みを通じて、職場全員の安全意識の定着と職場風土の醸成により、さらに安全な職場づくりを目指すものです。

労働災害の状況に目を向けますと、松本労働基準監督署管内で昨年1年間に発生した労働災害の死傷者は、前年に比べ12人増の410人となっております。業種別では運輸

貨物業の増加が目立つ結果となっています。また、人口減少や高齢化社会の進行による働き手不足を背景に、昨年4月、65歳までの雇用確保措置が全ての企業に義務化されたこともあり、高齢者の負傷者が増加しています。

安全は、職場の働きやすさ、製品の品質、生産性などを支える基本となるものです。労働災害を防止するために必要なことは、従業員一人ひとりが「労働災害を絶対に起こさない」という強い信念のもと、日々どのようにすれば災害を防止できるか、ということを常に念頭に置いて仕事に取り組むことであると考えます。

安全が確保されていない生産現場、災害につながりやすい作業工程など、災害防止のために取り除かなければならないリスクの存在は、その中で働く人には気づきにくいという側面があります。災害の芽や兆しを少しでも感じたら、すぐにその場で働く人全員で共有し、改善に向けた行動につなげていただきたいと思います。

本日の大会が労働災害の根絶に向けた私たちの決意を、改めて確認していただける場となることを期待いたします。

また、本日は、お手元の次第にもありますように、「サイバー担当元刑事が教える 企業を狙うサイバーリスク・ネット犯罪の手口と対策」と題しまして特別講演をいただくことになっております。サイバー犯罪は個人はもとより企業にとって非常に大きなリスクとなっています。本日の学びを、ぜひ職場でも共有していただき、安全安心な職場づくりに活かしていただければ幸いです。

最後となりますが、日頃の松本労働基準監督署のご指導、ご協力に感謝と御礼を申し上げ、また会員事業場様の一層のご発展を、祈念申し上げまして挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

令和8年度 安全管理功労者表彰 ((一社) 松本労働基準協会会長表彰)

(功績) お二人は、長年にわたり自社の安全・衛生管理の責任者として、労働災害防止活動に積極的に取り組まれ立派な成績を残されました。

また、年間を通じて(一社)松本労働基準協会主催の安全衛生に関する行事・事業活動にも積極的に参加され、これら労働災害防止活動を通して会員事業場の労働災害の減少に多大な貢献をされました。

<表彰者> ◆ 植松忠勇 様 (プレス安全サポート) ◆ 中條孝一 様 (松本土建株式会社)

特別
講演

「サイバー担当元刑事が教える 企業を狙う
サイバーリスク・ネット犯罪の手口と対策」

(講師：森 雅人 氏)

👉 講演ポイント

- 採用面接で応募者の素がわかる SNS 調査術
- ネットを使って人を見抜く
- サイバー犯罪捜査で出会った危ない面々

『元刑事として伝えたいこと 「怪しいと思ったら、すぐ離れる」』



令和8年度 産業安全大会開催の言葉



松本労働基準監督署

署長 西尾 裕一郎

ご紹介いただきました松本労働基準監督署の西尾と申します。本大会開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

皆様には、平素より労働災害防止をはじめ、当監督署の業務につき、格別な御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、本日は、ご多用中、本大会趣旨をご理解いただき、多くの方に、ご出席いただきましたことあらためて感謝申し上げます。

さて、当署管内の労働災害発生状況ですが、死亡災害について、過去の発生状況から現実的な目標として、毎年ゼロを掲げています。令和5年には、管内はじめて死亡災害ゼロを達成できましたが、令和7年は後一步というところ、11月に、建設業の橋梁改修工事において、死亡災害が発生しています。墜落防止措置が講じられていない足場からダム湖に墜落し、おそらく職場でも、また、家庭でも、中心的存在であったであろう、働き盛り世代の方が帰らぬ人となりました。また、今年に入ってから3月に、清掃業で、山間部の道路を走行中のトラックがガードレールを破り、谷に転落し、運転されていた方が亡くなられています。

休業4日以上死傷災害についても、令和7年、410人の方が被災され、前年に比べ12人増加しました。過去最少が、平成29年、令和2年などで318人でしたから、これと比較しますと100人近く増え、近年は増加傾向にあり、今年も現状、高水準で推移しています。災害の一定割合は重篤な災害となる、いわゆるハインリッヒの法則ですが、これに照らすと、死亡等重篤災害の発生リスクは高まっているとも言えます。

今年は、第14次労働災害防止推進計画、5か年計画の4年目、目標の死亡者ゼロは未達が確定し、また、現状、死傷者340人の目標達成も厳しい状況です。当監督署では、「安心して働ける信州のために」を合言葉に、安心・安全な労働環境の構築に向け、日々取組を進めています。

安心・安全な労働環境の基本は、やはり労働災害のないことです。

ご案内のとおり、7月1日から7日、第99回全国安全週間が実施され、これに先立つ、今、6月がその準備期間となっています。全国安全週間ですが、昭和3年に初めて実施され、人命尊重という基本理念の下、労働災害防止のため、産業界での自主的な活動を推進し、職場での安全意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としてまいりました。今年のスローガンは、「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」となっております。安全文化の更なる醸成に向けて、事業者を中心に働く人、全員が参加・協力して取組を実施していくこととなっています。具体的な取組メニューについて、実施要綱という形でお示ししておりますが、この後、説明のお時間をいただいておりますので、各職場での取組の参考としていただけると幸いです。

また、本日の特別講演ですが、一般社団法人刑事事象解析研究所、森雅人先生から、「サイバー担当元刑事が教える 企業を狙うサイバーリスク・ネット犯罪の手口と対策」ということでご講演をいただきます。安心・安全つながりということでの特別講演ですが、サイバーリスクの高まり、様々な場面で言われているところ、身近な問題として今一つピンとこない点もありますが、被害に遭ってからでは遅い、備えあれば憂いなしということを確認をお願いしたいと思います。いずれにしても、本日の大会でこれだと思ふもの、一つでも持ち帰り、新たな取組又はこれまでの取組の改善を図り、各職場の安心、安全に向け、対応のきっかけにいただければ幸いです。

そして、本日は、当地域の産業安全に、ご功労いただきました松本土建株式会社の中條様、プレス安全サポートの植松様、会長表彰を受けられること、誠にありがとうございます。引き続き、当地域の産業安全の水準向上にも、お力添え賜りますようお願いいたします。

最後に、本大会の開催に御尽力いただきました松本労働基準協会ほか関係団体の役職員の皆様に感謝申し上げますとともに、本日、ご参加の皆様の益々のご発展・ご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

大会宣言

私たちは、「人命尊重」という崇高な理念の下、労働災害という痛ましい事象を二度と起こさぬよう、労使が協調し、総力を挙げて機械・設備の本質的安全化をはじめ、安全衛生委員会等による安全管理活動や、危険予知訓練等の全員参加型の安全活動に取り組むことにより、労働災害防止対策を推進してきた。

しかしながら、令和7年の松塩筑及び木曽地域における休業4日以上労働災害による死傷者数は410人となり、前年に比べ12人の増加となった。また、決して起きてはならない死亡災害で1人の尊い命が失われた。

これら労働災害の態様は、作業現場における「転倒」、高所からの「墜落」、機械等による「はさまれ・巻き込まれ」、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」等、いわゆる従来型災害が多くを占めている。

令和8年度の全国安全週間は、**多様な人材 全員参加 みんなで育てる 安全職場**をスローガンとして展開される。

近年、労働災害は増加傾向にあるが、本週間を契機として、機械・設備の点検や作業手順の遵守など、安全職場の基本となるルールを再確認するとともに、職場の全員が安全意識を高め、労働災害につながる潜在的な危険を見つけ出し、その低減を図るリスクアセスメントの取組を強化するなどして、死亡災害の根絶はもちろんのこと、各事業場においては一人の被災者も出さないという理念の実現に向けて全力を挙げて取り組むこととする。

以上宣言する。

令和8年6月10日 令和8年度 産業安全大会

労働者数50人未満の事業者も

ストレスチェック が義務になります！

令和10年
4月1日
スタート

施行日が公布
されました！！

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。

2025年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数50人未満の事業者にもストレスチェックの実施が義務化されました。



ストレスは見えません。
チェックしましょう。

小規模事業場もストレスチェックを始めましょう

「でも、なにから始めればいいのか分からない・・・」という事業者は、次を活用しましょう！

小規模事業場向け
マニュアル



厚労省HP

小規模事業場に即した実施体制・実施方法を示したマニュアルを掲載しています。

専門スタッフによる
支援



都道府県
さんぽセンター

専門スタッフによる事業場への訪問による制度導入支援等が無料で受けられます。

サポートダイヤル

電話番号：（全国統一ナビダイヤル）

0570-031050

受付時間：平日10:00～17:00
（土日祝日、年末年始は除く）

※運営は厚労省所管の
独立行政法人労働者健康安全機構

ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

ポータルサイト
「こころの耳」



ポータルサイト
「こころの耳」

ストレスチェック制度の実施に役立つ情報（取組事例など）を広く掲載しています。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

松本労働基準監督署

持続可能な長野県経済と 働く人の未来のために

長野県の政労使(行政・労働者団体・経済団体)は、県内の経済・雇用を取り巻く環境が大きく変化する中で、令和8年2月9日、構成団体トップが一堂に会し、今後の取組の方向性を確認し、『長野県政労使共同メッセージ』を採択しました。

長野県政労使共同メッセージ ～持続可能な地域経済と働く人の未来をつくる～

私たち政労使は、県内経済の持続的な発展と、すべての働く人が安心してやりがいをもって力を発揮し続けることのできる社会の実現に向けて、以下の事項に、それぞれが役割を果たし、協力して取り組みます。

1. 持続的な賃上げと適正な取引環境を実現します
2. 企業の生産性向上と付加価値創出を図ります
3. 誰もが働きやすい職場環境づくりを推進します

令和8年2月9日

令和7年度 長野県政労使会議

一般社団法人長野県経営者協会	長野県中小企業団体中央会
一般社団法人長野県商工会議所連合会	長野県商工会連合会
日本労働組合総連合会長野県連合会	長野県
長野労働局	
関東経済産業局	公正取引委員会

動こう、長野の未来のために。

本メッセージは、長野県の明日を創るための大切な「行動指針」です。企業と地域が共に輝き続けるためには、現場で励むみなさまの積極的なアクションが欠かせません。

まずはできることから取り組んでみてください。私たち長野県政労使会議は、挑戦するみなさまを全力でサポートします。

長野県政労使会議

Nagano Government-Labor-Management Conference

長野県政労使会議
(令和8年2月9日開催)の
詳細は 

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

長野労働局は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金 【雇用環境・均等室 Tel026-223-0560】

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

※申請期間、令和8年9月1日から、長野県の地域別最低賃金発効日の前日又は同年11月30日のいずれか早い日

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント

賃上げ＋設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース) 【職業対策課 Tel026-226-0866】

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要がある
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金 【雇用環境・均等室 Tel026-223-0560】

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	基本部分	助成上限額	
		加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	6～360万円(※2)	25～100万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円		
勤務間インターバル導入コース	50～150万円		

活用のポイント

労働時間削減等の取組

(賃上げ・割増賃金率)＋設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。

また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。

(※3)別途団体向けのコースあり。

人材開発支援助成金 【訓練課 TEL026-226-0862】

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1) 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

(※2) 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

活用のポイント

職業訓練 + 経費助成等
(訓練終了後の賃上げ等加算)

- ・ 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- ・ 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- ・ 中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・ 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

(※3) 訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース) 【職業対策課 TEL026-226-0866】

人材確保のために雇用管理制度(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75% (50%)

活用のポイント

雇用管理改善の取り組み
(賃上げ加算)

- ・ 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- ・ 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- ・ 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- ・ 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は225万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース) 【職業対策課 TEL026-226-0866】

- ・ 雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- ・ 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース) 【職業対策課 TEL026-226-0866】

- ・ 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

☑ 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package.00007.html



(R8.4)

厚生労働省

長野労働局



5/28(木) 令和8年度 「定時総会開催」

令和8年5月28日（木）午後3時30分よりホテルブエナビスタに於いて令和8年度定時総会を開催いたしました。出席者69名、委任状558名のご出席を賜り、第1号議案以下4号議案まで滞りなく承認を頂きましたこと御礼申し上げます。

当協会の事業活動重点事項の一番目は「労働災害防止活動の推進」です。協会としても会員事業所様の安全安心な職場環境への貢献のため適宜適切に情報発信、安全衛生教育の機会を設けて行きたいと考えています。会員皆様には引き続きご指導ご支援賜りたくお願い申し上げます。

なお当日は、松本労働基準監督署から西尾署長、鳥谷副署長、下條第一方面主任監督官、榊原第二方面主任監督官、宮野第三方面主任監督官、山崎安全衛生課長、長野労働局から小宮山労働基準部長のご臨席を賜りました。

※ 総会第4号議案（役員改選の件）にて新たに2名の理事が選任されました。理事名簿につきましては、7/1付け「長野労基」（付録）令和8年度連合会・地区協会役員名簿を参照お願いいたします。

☀ 熱中症対策グッズ紹介

情報提供：ミドリ安全長野(株)松本営業所 松本市笹部2丁目10-19

他に熱中症対策グッズは、「現場の暑さ対策用品特集 | 【ミドリ安全】公式通販」をご参考にしてください。



下記、ミドリ安全長野（株）松本営業所での今季売れ筋商品です



【塩熱サブリ レモン味】



熱中対策レス急隊 (R)



竹糸くん (R) 首用
COOL バンド ブルー